



	(10)～(28) (略)				
	(29)～(31) (略)				
17	<p>静岡県立自然公園条例 (以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務(条例第20条第1項に規定する利用調整地区に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)・(8) (略)</p>	<p>磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 吉田町 川根本町</p>	17	<p>静岡県立自然公園条例 (以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則の施行に関する次に掲げる事務(条例第20条第1項に規定する利用調整地区に係るものを除く。)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第12条第3項の承認に係る申請書の受付</p> <p>(8)・(9) (略)</p> <p>(10) 条例第15条の3第1項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(11) 条例第15条の4第1項の認定に係る申請書の受付</p> <p>(12) 条例第15条の4第2項の規定による届出に</p>	<p>磐田市 掛川市 袋井市 湖西市 御前崎市 菊川市 牧之原市 吉田町 川根本町</p>
				付	
				(15)～(33) (略)	
				(34) 条例第38条の3第1項の認定に係る申請書の受付	
				(35) 条例第38条の4第1項の認定に係る申請書の受付	
				(36) 条例第38条の4第2項の規定による届出に係る届出書の受付	
				(37) 条例第38条の6第1項の報告に係る報告書の受付	
				(38)～(40) (略)	

	(9) (略)	
	(10)～(28) (略)	
	(29)～(31) (略)	
(略)		
150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
	(6)～(8) (略)	
150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を

	係る届出書の受付	
	(13) (略)	
	(14) 条例第16条第2項の報告に係る報告書の受付	
	(15)～(33) (略)	
	(34) 条例第38条の3第1項の認定に係る申請書の受付	
	(35) 条例第38条の4第1項の認定に係る申請書の受付	
	(36) 条例第38条の4第2項の規定による届出に係る届出書の受付	
	(37) 条例第38条の6第1項の報告に係る報告書の受付	
	(38)～(40) (略)	
(略)		
150 の20	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）の施行に関する次に掲げる事務 (1)～(5) (略) (6) 法第5条第6項の認定に係る申請書の受付 (7) 法第5条第7項の認定に係る申請書の受付 (8)～(10) (略)	全市町（建築基準法第4条第1項及び第2項並びに同法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町を除く。）
150 の21	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する次	全市町（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を

<p>に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6)～(8) (略)</p>	<p>置く市町に限る。）</p>	<p>に掲げる事務（建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物である住宅に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 法第5条第6項の認定に係る申請書の受付</u></p> <p><u>(7) 法第5条第7項の認定に係る申請書の受付</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>置く市町に限る。）</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の16の項及び17の項の改正 令和4年8月1日
- (2) 別表第1の150の20の項及び150の21の項の改正 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和4年10月1日）